

仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金交付要綱  
(令和４年７月２８日環境局長決裁)

(趣旨)

第１条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に基づき、市域内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、事業者が行う住宅用太陽光発電システムの設置に係る初期費用が不要なサービスを提供する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和５５年仙台市規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 補助事業者 第１０条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (２) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第２条第１項に定める住宅をいう。
- (３) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (４) 蓄電池 電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設備によって発電した電気等を蓄電するものであって、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備をいう。
- (５) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (６) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (７) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- (８) 屋根借り 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該

事業者の負担により設置し、当該住宅所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

- (9) 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。
- (10) 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売による太陽光発電システムを設置するサービス（屋根借り及び太陽光発電システムの販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。）をいう。
- (11) サービス料金 住宅所有者と初期費用ゼロサービスを提供する事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
- (12) 登録事業プラン 仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金事業プランの登録に関する要領（令和4年5月27日環境局長決裁）第10条により登録された初期費用ゼロサービスをいう。
- (13) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一から別表第六までに定める耐用年数をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。)
- (7) 申請者が法人市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。

- (8) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (10) 暴力団等と関係を有していないこと。

（市税の滞納がないことの確認等）

第 4 条 前条第 7 号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第 5 条 第 3 条第 7 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（補助事業）

第 6 条 この補助金の交付対象となる事業は、交付を申請する日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をいう。）の 4 月 1 日以降に契約を締結した登録事業プランにより太陽光発電システムを市内に設置し、次の各号に掲げる要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 設置する設備について、別表 1 に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で締結された登録事業プランに係る契約について、別表 2 に掲げる要件を満たしていること。
- (3) 太陽光発電システムを設置する住宅において、次条第 1 項各号で定める補助対象事業の経費に関して、本要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- (5) 補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 住宅への太陽光発電システムの設置工事に着手していないこと。ただし、建売住宅の場合には、新たな住宅所有者が建売住宅供給者等から住宅の引渡しを受けていないこと。

（補助対象経費）

第7条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備費 補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
- (2) 設置工事費 補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

2 費用効率性（交付予定額を処分制限期間の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、補助対象経費から除外する。

（補助金の額）

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において次の各号のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光発電設備の発電出力に 70,000 円を乗じた額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を 700,000 円とする。ただし、太陽光発電設備の補助対象経費に対して補助金の交付額が上回らないこと。
- (2) 蓄電池 蓄電池の導入に係る補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を 250,000 円とする。

（交付の申請）

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金交付申請書（第1号様式）に別表3に定める関連書類を添えて、事業を実施する年度の1月末日までに、市長に提出して行うものとする。

2 申請者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、次条の規定による交付決定の日より前に補助事業に着手する場合で、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金事前着手届出書（様式第1号別紙3。以下「事前着手届出書」という。）を市長に提出し、不備がないことの確認を受けたときについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第10条 市長は、申請が到達してから14日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金交付決定書（様式第2号）により、不交付の決定については仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業

の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。
- 4 第2項の申請に対する承認は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 5 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金交付申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

#### （実績報告）

- 第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金事業実績報告書（様式第8号）に別表4に定める関連書類を添えて、事業完了の日から2か月を経過した日又は補助事業を実施する年度の2月末日までにのうち、いずれか早い日程までに行わなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

#### （是正のための措置）

- 第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金交付請求書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

- (1) 太陽光発電設備
  - (2) 蓄電池
- 2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。
    - (1) 処分制限期間を経過した場合
    - (2) 登録事業プランに係る契約終了後に、補助事業者から当該契約により太陽光発電システムが設置されている住宅の所有者に所有権が移転する場合
  - 3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出して行う

ものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (契約解除の制限)

第20条 補助事業者は、登録事業プランに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助金契約解除承認申請書（様式第12号）を、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

#### (立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

#### (書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間又は第19条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しておかなければならない。

#### (アンケート調査等への協力)

第23条 補助事業者は、市長が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに太陽光発電システム等の普及促進を図るために市長が実施する取組に協力するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について公表することができる。

#### (委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年７月２８日から実施する。

附 則（令和４年１２月２６日改正）

この要綱は、令和４年１２月２６日から実施する。

附 則（令和６年３月２５日改正）

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

附 則（令和７年４月１日改正）

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

別表1 補助対象設備の要件

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽光<br>発電設備 | <p>1 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。</p> <p>2 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。）の1キロワット当たりの単価が300,000円未満であるもの</p> <p>3 補助事業で設置する太陽光発電設備が、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助事業プランの登録に関する要領（令和4年5月27日環境局長決裁）の要件を満たしていること。</p>                                                                                                                                                         |
| 蓄電池         | <p>1 住宅所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。</p> <p>2 補助事業を実施する住宅において、新たに登録事業プランで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電池に充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費することが可能であること。</p> <p>3 蓄電池の設備費及び設置工事費の合計額の蓄電池の定格容量（キロワット時を単位とし、小数点以下第2位以下を切り捨てる。）の1キロワット時あたりの単価が <u>125,000円となるよう努めること。</u><br/> <u>ただし、事業者への聞き取りまたは複数の見積もり取得のうえ、調達が困難である場合は、その理由書を提出することで155,000円を上限とすることができ。</u></p> <p>4 補助事業で設置する蓄電池が、仙台市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電システム導入補助事業プランの登録に関する要領（令和4年5月27日環境局長決裁）の要件を満たしていること。</p> |

別表2 登録事業プランに係る契約の要件

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リースの場合  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リースを行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。</li> <li>2 サービス料金から補助金の交付額が控除されていること及び補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</li> <li>3 太陽光発電システムが設置される住宅の所有者に対して、補助金の交付申請をすること及び当該契約金額は前項に従って補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されたものであること。</li> </ol>                                               |
| 電力販売の場合 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額相当分の5分の4とすることができる。</li> <li>2 サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。</li> <li>3 太陽光発電システムが設置される住宅の所有者に対して、補助金の交付申請をすること及びサービス料金は前項に従って当該補助金の交付額相当分（電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業である場合は補助金の交付額相当分の5分の4とすることも可）が控除されていることが説明されたものであること。</li> </ol> |

別表 3 補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付する関連書類

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 補助事業の概要（様式第 1 号別紙 1）                                             |
| 補助対象経費等計算書（様式第 1 号別紙 2）                                          |
| 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費が確認できる見積書等                                     |
| 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる見積書等                                         |
| （蓄電池価格が 12.5 万円/kWh 以下とならない場合）その理由書                              |
| 登録事業プランに係る契約書の写し                                                 |
| 補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類             |
| 初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から補助金交付額相当分※が控除されることが分かる書類又は利用料金計算表 |
| 補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分※が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類           |
| 市税の滞納がないことの証明書（市税納付状況確認に同意しない場合）                                 |
| その他市長が必要と認める書類                                                   |

※電力販売の場合、補助事業者が宮城県内に本社を有する企業である場合は補助金交付額相当分の 5 分の 4 とすることも可とする。

別表 4 補助金実績報告書（様式第 8 号）に添付する関連書類

|                                          |
|------------------------------------------|
| 事業結果報告書（様式第 8 号別紙 1）                     |
| 所要額等計算書（様式第 8 号別紙 2）                     |
| 太陽光発電設備の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等             |
| 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる領収書等                 |
| 太陽光発電システムの設置状況を示す写真                      |
| 太陽光発電システムを設置した建物の全景写真                    |
| 設置した太陽光発電システムの型番を示す写真（契約書に型番の記載があれば省略可能） |
| 登録事業プランに係る契約書の写し（交付申請時から変更があった場合にのみ提出）   |
| その他市長が必要と認める書類                           |